

# 教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担額について

大 東 市

市基準額(月額:円)		国基準額(月額:円)	
階層区分	3歳以上児	3歳以上児	推定年収
生活保護世帯	0	0	—
市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) ※ひとり親世帯・障害者を有する世帯等	0	0	~270万円
市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) ※上段注釈以外の世帯	2,500	3,000	
市民税所得割課税額 77,100円以下	11,800	14,100	~360万円
市民税所得割課税額 211,200円以下	15,900	20,500	~680万円
市民税所得割課税額 211,201円以上	19,900	25,700	680万円~

※推定年収は、夫婦(片働き)と子ども2人世帯のおおまかな目安です

※ 保護者の市民税所得割額等の合計額（住宅借入金控除、寄付金控除（ふるさと納税を含む）、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除等の税額控除を行う前の額）で利用者負担額を決定します（保護者の双方ともが非課税で、同居祖父母の年収が300万円以上ある場合、祖父母の市民税所得割額で利用者負担額を決定する場合があります。）。

（裏面に続く）

## 1. 利用者負担額の算定の基準について

算定期間	4月分から8月分までの利用者負担額	9月分から翌年3月分までの利用者負担額
算定根拠	<u>前年度</u> の市民税所得割額で算定	<u>当該年度</u> の市民税所得割額で算定

### 注意点

- ・未申告等により市民税所得割額が確認できない場合は、表における最高額で決定します。

## 2. 利用者負担額の軽減について

### (1) ひとり親世帯等について

市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等については、1人目の利用者負担額が3,000円に、2人目以降の利用者負担額が無料になります。（※1人目、2人目などの判定方法は下記(2)①市民税所得割額が77,101円未満の世帯と同じになります。）

### (2) 多子世帯について（下記表参照）

多子世帯については、2人目の利用者負担額が半額に、3人目以降の利用者負担額が無料になります。

（※市民税所得割額非課税世帯については、2人目以降無料となります。）

1人目、2人目などの判定方法は世帯の市民税所得割額によって次のとおりとなります。

① 市民税所得割額が77,101円未満の世帯	② 市民税所得割額が77,101円以上の世帯
生計を一にする兄弟の中で判定 （※兄弟の小学校での学年や保育所（園）等の利用の有無、年齢に関係なく判定します。） 例）4人兄弟（11歳、5歳、3歳、1歳）の場合 ①11歳児 ⇒1人目として判定 ②5歳児（在園児）⇒2人目として判定（半額） ③3歳児（在園児）⇒3人目として判定（無料） ④1歳児（在園児）⇒4人目として判定（無料）	小学校1年生から3年生までの兄弟および保育所（園）等を利用する兄弟の中で判定  例）4人兄弟（11歳、5歳、3歳、1歳）の場合 ①11歳児 ⇒判定の対象となりません。 ②5歳児（在園児）⇒1人目として判定（全額） ③3歳児（在園児）⇒2人目として判定（半額） ④1歳児（在園児）⇒3人目として判定（無料）

- ※ 「生計を一にする」には、同居している場合だけでなく、常に生活費や学資金等の送金が行われている別居の場合も含まれます。別居している方を対象に加えるには、別途手続きが必要となりますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

## 3. 利用者負担額の変更について（以下の場合に変更となることがあります。）

- ・税の修正申告や世帯状況等に変更（入籍、離婚、祖父母との同居や別居等）があった場合
- ・入所児童の兄弟が、私立幼稚園に通っている場合（※在園証明書要）

（※利用者負担額の変更については年度内に限ります。）

- ※ 利用者負担額の変更等については、届出等が必要となりますので、保育幼稚園グループの窓口へご相談ください。

## 4. 利用者負担額の納入先・納入方法および納期限

各園が定める納付期限・納付方法により各園へ直接納付となります。詳細は園にお問い合わせください。

その他、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

### <問い合わせ先>

大東市福祉・子ども部子ども室保育幼稚園グループ

TEL：072-870-0474